

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第151期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)
【会社名】	株式会社 島津製作所
【英訳名】	Shimadzu Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 中 本 晃
【本店の所在の場所】	京都市中京区西ノ京桑原町1番地
【電話番号】	京都(075)823局1128番
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 三 浦 泰 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目3番地
【電話番号】	東京(03)3219局5555番
【事務連絡者氏名】	東京支社 総務部長 横 山 泰 久
【縦覧に供する場所】	株式会社島津製作所 東京支社 (東京都千代田区神田錦町1丁目3番地) 株式会社島津製作所 関西支社 (大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内) 株式会社島津製作所 名古屋支店 (名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル内) 株式会社島津製作所 神戸支店 (神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内) 株式会社島津製作所 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第150期 第1四半期 連結累計期間	第151期 第1四半期 連結累計期間	第150期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	54,599	62,582	264,048
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	512	1,563	13,472
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (百万円)	237	2,631	7,578
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	1,300	5,289	14,497
純資産額 (百万円)	161,700	172,426	173,429
総資産額 (百万円)	284,025	305,485	300,259
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失( ) (円)	0.80	8.92	25.69
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	56.9	56.4	57.7

- (注) 1 当社グループは四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、平成25年4月1日付で、計測機器の分析受託関連の子会社2社を株式会社島津テクノロジーとして、また、シェアードサービス系機能子会社3社を株式会社島津総合サービスとして統合しました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、経済対策・金融政策の効果などを背景に円高の是正や株価の上昇が進み、回復基調で推移しました。海外においては、中国では経済成長のペースが鈍化し、欧州では一部の国の債務問題や緊縮財政の影響から景気は低調に推移しました。米国では景気は緩やかに回復しました。

このような情勢のもとで当社グループは、中期経営計画に沿って、グローバル戦略商品の投入、アフターマーケット事業の強化、現地開発・現地生産の促進など、成長に向けた施策を積極的に進めています。さらにアプリケーション開発と顧客サポート機能の強化を進めており、中国に引き続き欧州でも計測機器のデモンストレーションラボを大幅に拡充しました。また、顧客ニーズに対応した競争力ある新製品の拡販などにより、業績の確保に努めました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は 625億 8 千 2 百万円(前年同四半期比 14.6%増)となり、営業利益は 11億 9 千 1 百万円、経常利益は 15億 6 千 3 百万円、四半期純利益は過年度法人税等戻入額 13億 1 千 7 百万円を計上したこともあり 26億 3 千 1 百万円となりました。

今般計上した過年度法人税等戻入額は、移転価格税制に基づく更正処分にかかる日本・シンガポール相互協議の合意による、双方からの還付税額です。

セグメントの業績は、つぎのとおりです。

#### 計測機器事業

国内市場は、景気の回復傾向を受け、医薬・機械・輸送機などの分野で堅調に推移し、全体の売上は増加しました。特に重点機種として製品ラインナップ・アプリケーションを強化している質量分析計の売上が大幅に増加しました。また官庁大学市場では、補正予算案件などで売上が増加しました。

海外市場は、北米や中国などの地域において堅調で、円安傾向なども加わり、全体の売上は大幅に増加しました。北米では、主力の液体クロマトグラフと質量分析計は、ハイエンド製品を中心にヘルスケア分野や臨床検査機関向けなどで売上が増加しました。欧州では、厳しい市況ではあったものの、液体クロマトグラフなどが好調で売上は増加しました。中国では、日中関係悪化の影響が緩和され、食品安全分野などでクロマトグラフや光分析装置などの売上が増加しました。

この結果、当事業の売上高は 368億 5 千 1 百万円(前年同四半期比 22.1%増)、営業利益は 19億 3 百万円(同 341.3%増)となりました。

#### 医用機器事業

国内市場は、消化器、泌尿器、整形外科などの検査を1台のできる新製品のX線テレビシステムが好調に推移し、売上が増加しました。

海外市場は、北米では、X線テレビシステムの売上が増加しました。欧州では、大口案件などにより売上が増加しました。中国では、X線テレビシステムや一般撮影装置の売上が増加しました。

この結果、当事業の売上高は 131億 7 百万円(前年同四半期比 21.6%増)、営業利益は 1 億 6 千 4 百万円となりました。

#### 航空機器事業

国内市場は、防衛省による指名停止が特に修理売上に影響し、厳しく推移しました。

海外市場は、ボーイング社向けの旅客機用搭載機器が好調に推移し、売上は増加しました。

この結果、当事業の売上高は 45億 1 千 9 百万円(前年同四半期比 7.5%減)、営業損失は 10億 9 千 3 百万円となりました。

#### 産業機器事業

ターボ分子ポンプは、ガラスコーター向けが好調で売上が増加しました。太陽電池成膜装置は、厳しい状況で推移しました。ガラスワインダーは、中国向けが好調で、売上は増加しました。油圧機器は、販売を強化している北米および中国向けが好調で、売上は増加しました。

この結果、当事業の売上高は 65億 6 千 3 百万円(前年同四半期比 8.6%増)、営業利益は 4 億 5 千 4 百万円(同 74.1%増)となりました。

#### その他の事業

当事業の売上高は 15億 3 千 9 百万円(前年同四半期比 43.1%減)、営業利益は 3 億 4 千 4 百万円(同 9.1%減)となりました。

(注)セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでいません。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第 3 号に掲げる事項)はつぎのとおりです。

当社は、平成23年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第3号ロ(2))の一つとして、平成20年6月27日開催の第145期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入した当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部改定した上、継続することとし(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます)、その具体的な内容を決定し、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て本プランを継続いたしました。

#### イ 基本方針

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

## ロ 本プランの概要

### 買付等に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます)に対し、( )事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、( )当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、( )株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

### 対抗措置の概要

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「対抗措置」と総称します)を行うものとし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

### 取締役会の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の発動または不発動の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外監査役および有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、特別委員会は、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されております。

## ハ 本プランの合理性

### 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会の終結の時から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

### 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しました。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### 合理的な客観的要件の設定

本プランでは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

#### 買収防衛策に関する指針を踏まえた内容であること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっています。

### (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、20億9千3百万円であります。なお、経費助成3百万円については、研究開発費から控除しています。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	296,070,227	同左	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株です。
計	296,070,227	同左		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日		296,070		26,648		35,188

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

(平成25年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,112,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 292,952,000	292,952	
単元未満株式	普通株式 2,006,227		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	296,070,227		
総株主の議決権		292,952	

(注) 1 単元未満株式数には当社所有の自己株式 441株が含まれています。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が 3,000株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれています。

【自己株式等】

(平成25年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社島津製作所	京都市中京区 西ノ京桑原町1番地	1,112,000		1,112,000	0.38
計		1,112,000		1,112,000	0.38

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	35,140	32,725
受取手形及び売掛金	88,781	81,962
有価証券	-	20
商品及び製品	35,201	38,550
仕掛品	18,527	20,662
原材料及び貯蔵品	15,879	18,153
繰延税金資産	6,535	7,154
その他	4,997	5,938
貸倒引当金	986	791
流動資産合計	204,076	204,375
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	71,962	72,908
減価償却累計額	37,859	38,785
建物及び構築物（純額）	34,102	34,122
機械装置及び運搬具	18,534	19,154
減価償却累計額	14,228	14,635
機械装置及び運搬具（純額）	4,305	4,519
土地	18,532	18,579
リース資産	3,589	3,707
減価償却累計額	1,624	1,651
リース資産（純額）	1,964	2,055
建設仮勘定	789	1,515
その他	28,505	29,165
減価償却累計額	22,034	22,428
その他（純額）	6,471	6,736
有形固定資産合計	66,166	67,529
無形固定資産	6,629	6,650
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	11,948	12,352
長期貸付金	378	374
繰延税金資産	7,776	10,890
その他	3,650	3,622
貸倒引当金	366	310
投資その他の資産合計	23,387	26,930
固定資産合計	96,183	101,109
資産合計	300,259	305,485

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	48,651	45,025
短期借入金	18,876	26,195
コマーシャル・ペーパー	-	4,000
リース債務	712	728
未払金	9,025	9,211
未払法人税等	1,524	270
賞与引当金	5,531	2,223
役員賞与引当金	188	86
その他	9,614	12,925
流動負債合計	94,124	100,667
固定負債		
長期借入金	11,632	1,458
リース債務	1,392	1,465
退職給付引当金	13,916	-
役員退職慰労引当金	277	205
退職給付に係る負債	-	23,766
その他	5,487	5,494
固定負債合計	32,706	32,391
負債合計	126,830	133,059
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,648	26,648
資本剰余金	35,188	35,188
利益剰余金	117,053	113,601
自己株式	715	720
株主資本合計	178,174	174,717
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,544	3,763
為替換算調整勘定	8,420	2,996
退職給付に係る調整累計額	-	3,210
その他の包括利益累計額合計	4,876	2,443
少数株主持分	131	152
純資産合計	173,429	172,426
負債純資産合計	300,259	305,485

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	54,599	62,582
売上原価	34,950	39,272
売上総利益	19,649	23,310
販売費及び一般管理費	20,042	22,118
営業利益又は営業損失( )	393	1,191
営業外収益		
受取利息	38	35
受取配当金	90	110
受取保険金	71	39
受取賃貸料	26	26
為替差益	-	205
その他	241	335
営業外収益合計	469	752
営業外費用		
支払利息	97	82
為替差損	338	-
その他	152	297
営業外費用合計	588	380
経常利益又は経常損失( )	512	1,563
特別利益		
固定資産売却益	3	2
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産処分損	9	4
投資有価証券評価損	61	-
特別損失合計	70	4
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	579	1,561
法人税、住民税及び事業税	391	163
過年度法人税等戻入額	-	1,317
法人税等調整額	736	72
法人税等合計	344	1,082
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	235	2,643
少数株主利益	1	12
四半期純利益又は四半期純損失( )	237	2,631

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	235	2,643
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	517	219
為替換算調整勘定	2,053	2,325
退職給付に係る調整額	-	101
その他の包括利益合計	1,536	2,646
四半期包括利益	1,300	5,289
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,290	5,272
少数株主に係る四半期包括利益	10	17

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
<p>連結子会社の事業年度等に関する事項の変更</p> <p>従来、決算日が12月31日であったシマツ アメリカ インク他 27社については、当第1四半期連結会計期間より決算日を3月31日に変更しています。</p> <p>また、島津(香港)有限公司他 10社の決算日は12月31日ですが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、連結決算日において仮決算を実施した上で連結することに変更しています。</p> <p>これらの変更により、当第1四半期連結累計期間は、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの3ヵ月間を連結しています。なお、平成25年1月1日から平成25年3月31日までの3ヵ月間の損益については利益剰余金に直接計上しています。</p>

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日、以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しました。また、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の基礎となる期間の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく決定方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する決定方法へ変更しました。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しています。また、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。</p> <p>この結果、当第1四半期連結会計期間の期首のその他の包括利益累計額が3,312百万円減少し、利益剰余金が3,283百万円減少しています。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ53百万円増加しています。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	600百万円	600百万円

2 偶発債務

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

当社は、平成25年1月16日に防衛省より航空機器事業部の原価集計などに関する問合せを受け、その後、航空機器に関する防衛省との契約で作業時間を過大に報告したことにより同省に過大請求を行っている案件があることが判明し、防衛省より平成25年1月25日付で指名停止の措置をとる旨の通知を受けました。当社では内部調査委員会を立ち上げ、過大請求の概要の把握と原因究明を続けており、一方で、返納金については防衛省の特別調査により、今後算定が行われる予定であります。

当社は返納金算定のための特別調査に協力すべく必要な情報やデータを提出したところであり、早期の返納金の確定に協力していく所存であります。ただ、過去の契約情報、工数情報は膨大であり、また、防衛省に対する請求には作業時間を過大に報告したことにより同省に過大請求を行っている案件のほか、作業時間を過小に報告したことにより結果的に同省への請求が過小となっている案件もあるため、現在、その整理を行うとともに防衛省と提出資料に関する確認作業を行っている途上であります。当社はこのような契約も含めた関係データを提出するとともに、計算方法等に関する当社の見解を述べていくこととなります。従って、返納金の対象となる契約や計算期間、経費率等の計算方法及び返納金の計算単位等の主要な計算前提については、未だ決定していない状況であります。

このため、当第1四半期連結会計期間末においては、返納金の計算方法等や関連する違約金・延滞利息が発生する範囲について未定の状況であり、それらの金額を合理的に見積ることは不能であるため、引当金計上等の会計的手当は実施しておりません。

翌四半期連結会計期間以降、防衛省の調査が進展し返納金の合理的な見積りが可能となった段階で、必要な会計的手当を実施することとなりますが、それにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、つぎのとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	1,901百万円	1,978百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,179	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,327	4.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	計測機器	医用機器	航空機器	産業機器	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	30,181	10,780	4,885	6,043	51,890	2,708	54,599		54,599
セグメント間の 内部売上高	12		21	5	39	268	307	307	
計	30,193	10,780	4,906	6,049	51,929	2,977	54,907	307	54,599
セグメント利益 又は損失( )	431	493	339	261	139	378	238	632	393

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業等の事業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 632百万円は、セグメント間取引消去額 1百万円および各報告セグメントに配賦しない試験研究費 633百万円です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	計測機器	医用機器	航空機器	産業機器	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	36,851	13,107	4,519	6,563	61,042	1,539	62,582		62,582
セグメント間の 内部売上高	17		14	6	38	295	334	334	
計	36,868	13,108	4,534	6,569	61,081	1,835	62,916	334	62,582
セグメント利益 又は損失( )	1,903	164	1,093	454	1,429	344	1,773	581	1,191

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業等の事業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 581百万円は、セグメント間取引消去額 1百万円および各報告セグメントに配賦しない試験研究費 582百万円です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

## 2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務および勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務および勤務費用の計算方法を同様に変更しています。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「計測機器事業」のセグメント利益が31百万円増加し、「医用機器事業」のセグメント利益が9百万円増加し、「航空機器事業」のセグメント損失が8百万円減少し、「産業機器事業」のセグメント利益が3百万円増加しています。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失および算定上の基礎は、つぎのとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失( )	0円80銭	8円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	237	2,631
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失( ) (百万円)	237	2,631
普通株式の期中平均株式数 (千株)	294,981	294,954

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 1日

株式会社 島津製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩 淵 貴 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島津製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)2偶発債務に記載されているとおり、会社は、航空機器に関する防衛省との契約で作業時間を過大に報告したことにより同省に過大請求を行っている案件があることが判明し、防衛省より平成25年1月25日付で指名停止の措置をとる旨の通知を受けたが、当第1四半期連結会計期間末においては、返納金の計算方法等や関連する違約金・延滞利息が発生する範囲について未定の状況であり、それらの金額を合理的に見積ることは不能であるため、引当金計上等の会計的手当は実施していない。

翌四半期連結会計期間以降、防衛省の調査が進展し返納金の合理的な見積りが可能となった段階で、必要な会計的手当を実施することとなるが、それにより、会社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない、

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。